

議案第168号

都市公園を設置すべき区域を定めることについて

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、下記のとおり都市公園を設置すべき区域を定めることについて、同条第5項の規定により議決を求める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 名 称 （仮称）北袋1丁目防災公園
- 2 所在地 さいたま市大宮区北袋町1丁目190番1及び297番1の一部
- 3 地 積 約1.0ヘクタール

(参考)

区域図

